

保護者様

(年 番)

福島県立白河第二高等学校長

学校感染症による出席停止について

日ごろから本校の教育活動に格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、お子さんが _____ に罹患されたとの連絡を受けました。

この病気は、学校保健安全法第19条の規定により学校感染症として取り扱われており、主治医等の判断により他の生徒に感染するおそれのある期間は登校できません。**出席停止**となります。

出席停止の期間は欠席とはみなしませんので、医師の指示に従って十分に休養し、治療に専念していただくようお願いいたします。なお、医師の診断に基づいて登校が許可された際には、下記の「出席停止連絡書」を主治医に記入していただき、担任に提出してください。

※「出席停止連絡書」の記入は、医療機関のご厚意により無料のところもありますが、文書料として有料となる場合もありますのでご承知おきください。

	感染症	出席停止期間
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎、結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	感染症 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症(O157など)、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	★その他の感染症 学校での感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、第3種感染症の「その他の感染症」として出席停止の措置をとることができる感染症であり、あらかじめ特定の疾患を定めているものではありません。	第3種の「その他の感染症」は、地域や学校内での流行状況等を考慮の上、判断することになっているため、 <u>必ず出席停止になるという感染症ではありません。</u>

主治医様

福島県立白河第二高等学校長

本校の生徒が大変お世話になりました。

主治医様の判断でまん延の恐れがあると判断された場合、下記にご記入をお願いいたします。

<出席停止連絡書>

年 番 氏名

1 診断名： _____

2 出席停止期間： **学校でのまん延のおそれがある期間**

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 その他

上記のとおり連絡いたします。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名